

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： **外国子会社からの配当を受ける場合の外国源泉税の税務**

2009年4月1日以降、外国子会社（発行済株式総数の25%以上を6カ月以上保有）から配当を受領した場合、配当総額の95%を益金不算入とすることが可能となりました。しかし同時に、配当に係る源泉税は、損金に算入することも、外国税額控除を受けることもできなくなりました。配当を益金不算入とする改正により、二重課税は排除されたと考えられたためです。

### 1. 配当に掛かる外国源泉税が企業利益に与える影響

改正前は、外国子会社からの配当に係る源泉税は、外国税額控除の適用を受けられましたので、源泉税の多寡は企業の最終的な税コストに影響を与えませんでした。しかし改正後の源泉税は我が国の法人税から控除できなくなりましたので、配当に係る海外での源泉課税は、そのまま企業の税コストとなります。

### 2. 貴社が負担しなければならない外国源泉税率を確認してください。

外国子会社から支払われる配当に掛かる外国源泉税率は、日本と租税条約が結ばれていない国の場合、その国の税法における配当の源泉税率が適用されます。しかし、条約が結ばれていれば、その国との租税条約に基づく限度税率を超えて源泉課税を受けなければならない理由はありません。

限度税率を超える課税を避けるには、日本では「租税条約に関する届出書（配当に対する所得税の軽減・免除）」を、配当の支払者を経由して税務署に提出するように、これと同様の書面を、子会社の所在する国の税務当局に提出し、現地国内法の税率による課税の軽減を求めるべきです。

もし提出しなければ通常の税率により源泉されてしまい、差額の源泉税の還付請求を別途行わねばならないこととなります。

### 3. 配当に対する源泉ゼロ税率並びに特典の制限条項が創設されています。

以下の国との租税条約では、相互の投資促進の観点から、一定の持分を一定期間保有する親子会社間の配当には源泉税を賦課しないこととされています。

ただし、配当等に関して条約上の軽減措置の濫用を防止するため、特典制限条項も同時に定められていますので、無条件に配当免税の特典が認められるわけではない点に留意してください。

条約相手国	条約発効日	該当配当条項	保有割合・期間	特典制限条項
米 国	2004・03・30	第10条3項	間接含 50%超 12ヶ月	第22条
英 国	2006・10・12	第10条3項	間接含 50%以上 6ヶ月	第22条
仏 国	2007・12・01	第10条3項	間接含 15%以上 6ヶ月	第22条のA
豪 州	2008・12・03	第10条3項	直接 80%以上 12ヶ月	第23条

実際に、源泉ゼロ税率の適用を受けるためには、配当の受領者が一般法人の場合、居住国において設立された法人であればよいだけでなく、居住国において営業又は事業活動を行っている法人であること等一定の要件が定められています。この要件に該当することを日本の特典条項に関する付表と同様の書面に記入し、源泉徴収義務者である上記4カ国の子会社若しくは所管税務当局に提出しておく必要があります。

## お見逃しなく！

### インドネシアからの受取配当

2009年11月5日、配当・利息等の支払に関し、インドネシア租税総局長から租税規則が発せられ、日本の特典条項に関する付表と同等の条件（配当等の受益者と認められるための営業等による実質的居住性）を満たしていることを明らかにした指定様式による居住地証明書を提出しなければ、軽減税率等の特典が受けられないこととなりました。

日本－インドネシア共和国の租税条約には受益者という文言はありますが定義規定がありませんので、今回のインドネシア国内規則による受益者の定義が条約の解釈の範囲内であるか否か今後検討する余地はありますが、いずれにしても配当を受領する場合、指定様式を早期に提出しておくことをお勧めします。

### 第3国を通じた投資

第3国を経由して海外投資を行っている場合、最終投資先の国でインドネシアと同様の国内法の改正が行われ、これまで第3国－最終投資先国との租税条約に基づき適用されていた支払配当等への軽減税率に替え、最終投資先国の国内法による課税が行われる可能性があります。

今後、海外投資をされる法人は、このような進出国での法令の改正も考慮していく必要があるかもしれません。